大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市の区域内(以下「市内」という。)における商店 街のにぎわい創出を推進するため、来街機会の拡大、集客・販売促進、商店 街の利便性向上、来街者の安全確保等に寄与する事業に要する経費に対し、 大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金(以下「補助金」という。)を交 付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第1条の2 この要綱において、共同施設とは、カラー舗装、アーチ、アーケード、アーケードの屋根、アーケード等に付帯するサイン施設及び看板、街路灯、モニュメント、その他市長が認める施設(団体の所有物件にあっては、団体の所有物件であることが確認できるものに限る。)をいう。
- 2 前項のアーケードは、公道上に設置するものは建築基準法第44条の規定 による許可を受けたもの、民有地内に設置するものは日よけ、雨よけ又は雪 よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる建築物、工作物、その 他の施設に限るものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、市内に事務所(個人にあっては、事務所又は住所)を有し、又は主に市内で活動するもののうち、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興 組合
 - (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規 定する事業協同組合で商店街を形成しているもの
 - (3) 商店が集団形態をなし、共同事業等の事業活動 を行う団体で、市長が特に認めるもの
 - (4) 大牟田市中心地区商店街連絡協議会
 - (5) 前各号に掲げる団体と連携して商店街のにぎわい創出に取り組む団体で、市長が特に認めるもの
 - (6) 共同施設補修等事業に係る補助金については、前各号に掲げるもののほか、過去に商店街組織が保有していた共同施設の維持管理を担っている個人
- 2 前項第3号及び第5号に掲げる団体は、次の要件を備えたものでなければ ならない。
- (1) 代表者又は役員の定めがあること。
- (2) 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。
- (3) 収支の経理が明確にされていること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象 としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第

- 6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体
- (5) 特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
- (6) 大牟田市を構成員に含む団体

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 別表1に定めるとおりとする。
- 2 補助対象事業は、第6条で定める補助金の交付の申請を行う年度の末日までに完了する事業とする。
- 3 国、地方公共団体又はその他の機関等の制度(以下「他の制度」という。) により補助金、助成金等を受ける場合は、補助の対象外とする。ただし、他 の制度が市の補助を要件としている場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、 別表2に定める経費の総額とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額を限度として、予算 の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じ た場合は、千円未満を切り捨てるものとする。
- 2 補助率及び補助限度額は別表3に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定に関わらず、補助金の額は当該年度の予算の範囲内で交付する。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。) は、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付申請書(様式第1号) に別表4に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市 長が必要と認めるときは、同表に掲げる書類の添付について、その一部を省 略することができる。
- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、 補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付を決定する。 2 市長は、前項の場合において、補助金の交付目的の達成及び適正な執行に 必要と認める条件を付すことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び条件等について、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(事業の着手時期)

- 第9条 事業の着手時期は、原則として、第7条の交付の決定の日以降でなければならない。ただし、別表1に掲げる共同施設補修等事業を実施する場合であって、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により交付の決定の日の前に事業に着手しようとする場合は、交付申請書に大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金事前着手届(様式第3号)を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

- 第10条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要と認めるときは、第7条の 規定による交付の決定後、補助金を概算払することができる。
- 2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、 補助金の概算払を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた場合に おいて、その交付決定の内容若しくはこれに付された条件に不服があるとき 又は補助事業の遂行が困難なときは、交付決定の通知を受けた日から30日 以内に、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付申請取下届出書(様 式第5号)により申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の 交付決定は、なかったものとみなす。

(事業内容等の変更)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金変更承認申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - (1) 補助対象経費の20パーセント以内の変更
 - (2) 事業目的の達成に支障を来すことがない事業内容の変更
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたと きは、これを承認し、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金変更承認 通知書(様式第7号)により補助事業者に通知する。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。ただし、第8条の規定により通知した交付決定額の増額は行わないものとする。

(事業の中止)

- 第13条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、大牟田市にぎ わう商店街づくり事業費補助金中止承認申請書(様式第8号)に関係書類を 添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の中止を承認し、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金中止承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。 (遅延等の報告)
- 第14条 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行困難なときは、速やかに大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金遅延等報告書(様式第10号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。 (実績報告)
- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了(中止の承認を受けた場合を含む。) したときは、その完了の日(中止の承認を受けた場合にあっては、大牟田市 にぎわう商店街づくり事業費補助金中止承認通知書(様式第9号)を受領し た日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する 年度の3月31日のいずれか早い日までに、大牟田市にぎわう商店街づくり 事業費補助金実績報告書(様式第11号)に別表5に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行う場合において、補助金に係る消費税 等仕入控除税額が明らかなときは、その金額を減額して報告しなければなら ない。

(補助金の額の確定)

- 第16条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の 書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは、 交付すべき補助金額を確定し、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金 確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知する。
- 2 前項の交付すべき補助金額は、第8条又は第12条第2項の規定により通 知した額を上回ることはできないものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第17条 補助事業者は、前条第1項の規定による確定通知書を受け取ったときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付請求書(様式第13号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内 に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(概算払の精算)

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、第16条第1項の 規定による確定通知書を受け取った場合において、確定した補助金額を超え る補助金の交付を既に受けているときは、当該超過額を速やかに返納しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第19条 市長は、第13条に規定する補助事業の中止の承認をしたとき又は 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部 を取り消すことができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、この要綱の規定及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) 補助事業者が、補助事業を遂行しなかったとき。
 - (5) 補助事業者が、第2条第3項各号に掲げるものに該当したとき。
 - (6) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助 事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用が あるものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しをしたときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の取消しにより補助事業者に損害が生じた場合であっても、 その賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合に おいて、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されてい るときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金返還命令書(様式第 15号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類及 び帳簿を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度 の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

- 第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第23条 補助事業者は、第15条第1項の規定による実績報告を行った後に、 消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定したときは、 大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書 (様式第16号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合において、第15条第1項の規定による 実績報告において消費税等仕入控除税額が減額されていなかったとき又は前 項の報告における消費税等仕入控除税額が第15条第2項の規定により減額 した額を超えるときは、大牟田市にぎわう商店街づくり事業費補助金消費税 等仕入控除税額返還命令書(様式第17号)により、当該消費税等仕入控除 税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第24条 補助事業者は、市長が補助対象事業の実施状況及び補助金の使途等 について説明を求め、又は関係書類の提出を求めた場合は、これに応じなけ ればならない。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付要綱(平成21年10月19日施行)及び大牟田市商店街環境維持補修支援事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付要綱(平成21年10月19日施行)及び大牟田市商店街環境維持補修支援事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受けた事業については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の別表1に掲げる「にぎわいづくり事業」の事業区分で補助金の交付の申請を行う場合において、この要綱の施行の日の前日までに、当該申請に係る事業と同一の事業(同一とみなされるものを含む。)が大牟田市商店街小規模ソフト事業補助金交付要綱(平成21年10月19日施行)に基づく補助金の交付を既に受けているときは、この既に補助金の交付を受けた回数を別表1の事業区分「にぎわいづくり事業」の補助要件の欄の回数及び別表3の事業区分「にぎわいづくり事業」の補助率の欄の回数に含めるものとする。

付 則

- この要綱は、令和4年11月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係) 補助対象事業

事業区分	事業内容	補助要件
にぎわい づくり事業	①イベント事業 来街者の増加、集客・販売促進、地域との交流促進等に資するイベント、講座等を実施する事業 ②魅力向上事業 ・統一的な看板の設置、フラッグ、イルミネーション等による装飾、植栽、清掃等の街路美化活動等により商店街のイメージアップを図る事業 ・案内板の設置等により来街者の利便性向上を図る事業 ・マップ・ガイドブック、ホームページ等の媒体により商店街の情報を発信する事業 ・その他商店街の魅力向上を図る上で効果があると市長が認める事業	同一の補助対象事業(同一とみなされるものを含む。)について補助金の交付を受けるのは、年間に1回、通算して6回を限度とする。
共同施設 補修等事業	商店街等が保有する共同施設の撤去又は補修等を行う事業であって、当該施設の破損等を放置することにより歩行者等の安全を阻害すると認められるもの又は当該撤去又は補修等を行うことにより商店街等の景観の確保に効果があると認められるもの	補助金の交付を受けるのは、年間に1回を限度とする。ただし、市長が認めるときはその限りではない。

別表2(第4条関係) 補助対象経費

区分		摘 要※1	
	内 容		共同施設 補修等事業
謝金	専門家、イベント出演者等に対する謝金 (講師等謝金、イベント出演者・司会者等) ※2 ※3	0	-
旅費	国内旅費 (専門家・イベント出演者等旅費、出張旅費等)	0	-
会議費	会議に要する経費 (会議資料印刷費、会議会場使用料、会議出席者の駐車場使用料 等)	0	-
広報費	広告宣伝に要する経費 (ポスター・チラシ等制作費、新聞折込広告料、新聞雑誌等掲載 料、案内看板、のぼり等製作料等)	0	-
印刷費	印刷に要する経費(会議、広報に関するものを除く)	0	-
消耗品費	消耗品購入に要する経費 (事務用品・工具購入費、材料購入費等) ※4 ※5	0	0
委託費	事業運営の一部を補助対象事業者のみで実施することが困難な ため、専門的技術等を有する者に対して委託するために支払われ る経費	0	-
工事費	工事に要する経費	0	0
使用料· 賃借料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費、イベント会場等使用料等 ※6	0	0
通信運搬費	通信・運搬に要する経費 (郵便料、送料等)	0	-
保険料	催事保険等加入に要する経費	0	-
雑役務費	臨時のアルバイト費 (ボランティアへの謝礼を含む) ※3	0	-
食糧費	飲食に要する経費 (講師やボランティアの弁当・飲料費等に限る) ※7	0	-
その他の 経費	事業執行上必要と認められる経費	0	0

備考

補助対象となる経費は、本事業を効果的に行い、かつ、事業の遂行に必要な 経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費と する。

注釈

- ※1 ○印は事業区分ごとの補助対象経費とする。なお、○印が付いた経費であっても、支出が領収書等により確認できない経費は対象外とする。
- ※2 未成年者に対して支払われるものなど、現金によることが適切でないと 判断される場合には、金券等を補助対象経費とすることができる。
- ※3 補助事業者及び補助事業者の構成団体の役員、会員等の関係者に対して 支払われるものは対象外とする。
- ※4 抽選会等の景品購入に係る経費は対象外とする。
- ※5 備品(性質、形状を変えることなく長期間使用保存することができるもの)は対象外とする。ただし、備品に該当するもののうち、取得価格が 1品3万円未満のものは、消耗品とみなし、対象経費として認めるもの とする。
- ※6 ホームページ等のデジタル媒体を作成・更新する際、初期費用については対象経費として認めるが、運営費用(サーバー管理費等)については対象外とする。
- ※7 酒類については対象外とする。また、弁当代については、1人につき700円を上限とする。

別表3 (第5条関係) 補助率及び補助限度額

事業区分	補助率	補助限度額
にぎわい づくり事業	補助金の交付を受けるのが 1回目・・・・・・2/3 2回目・・・・・1/2 3回目・・・・・1/3 4回目~6回目・・・1/4	30万円
共同施設 補修等事業	3 / 4	30万円 (アーケードの撤去を行う事業の場合 は、100万円)

別表4 (第6条関係) 交付申請時の添付書類

事業区分	添付書類	
にぎわい づくり事業	□事業計画書(様式第1号の1) □収支予算書(様式第1号の2) □誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書(様式第1号の4) □委託費、工事費に係る見積書の写し(30万円以上(税込)の支払いを要するものについては2者以上) (申請者が交付要綱第2条第1項第3号及び第5号に該当する場合に限り提出するもの) □団体等の定款又はこれに類する規約類 □団体等の役員名簿又は会員名簿(代表者又は役員の定めが分かるもの)	
共同施設補修等事業	□事業概要書(様式第1号の3) □誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書(様式第1号の4) □工事費に係る見積書の写し(30万円以上(税込)の支払いを要するものについては2者以上) □撤去又は補修等を行う箇所が分かる位置図 □撤去又は補修等を行う箇所の写真 □対象施設の所有者が分かるもの □団体等の定款又はこれに類する規約類 □団体等の役員名簿又は会員名簿(代表者又は役員の定めが分かるもの)	

別表5 (第15条関係) 実績報告時の添付書類

事業区分	実績報告時
にぎわい づくり事業	□事業報告書(様式第11号の1) □収支決算書(様式第11号の2) □補助対象経費に係る領収書等の写し □チラシ等の成果物(該当する場合のみ)
共同施設 補修等事業	□事業報告書(様式第11号の3) □補助対象経費に係る領収書等の写し □撤去又は補修等後の写真